

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、軽自動車税に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

兵庫県三木市長

## 公表日

令和7年1月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	<p>三木市は、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車等の所有者に対して、軽自動車税額を計算し、賦課する。また、納税義務者からの減免申請による軽自動車税額の減免を行う。賦課額に基づき、住民に対し収納業務を行い、納期限までに徴収できなければ、滞納整理業務を実施する。</p> <p>番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、三木市は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。</p>
③システムの名称	1. 軽自動車税システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税賦課ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） ・番号法第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（別表省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） ・別表省令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [ 実施する ]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）に基づく主務省令第2条 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：なし （軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない）  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 税務課、総務部 債権管理課
②所属長の役職名	税務課長 債権管理課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総務部 税務課 市民税係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-89-2411 E-mail:zeimu@city.miki.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float:right">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年9月20日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [      ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行っている。よって、リスク対策は「十分である」と考える。	
9. 監査		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検	[      ] 内部監査      [      ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[      十分に行っている      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[      3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策      ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報提供ネットワークシステムへのアクセスについては、IDとパスワードによる認証によってアクセス可能な職員を限定し、年度ごとにアクセス可能な職員を管理するなど、アクセス権限の適切な運用を行っている。よって、権限のない者に不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考える。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月15日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠)</p>	事後	
平成29年8月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	税務課 平田 和也 債権管理課 前田 典生	税務課長 金井 俊治 債権管理課長 前田 典生	事後	
平成29年8月15日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 企画管理部 総務課 文書法制グループ 住所:兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 企画管理部 企画調整課 文書・法制グループ 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:chousei@city.miki.lg.jp	事後	
平成29年8月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年8月15日時点	事後	
平成29年8月15日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年8月15日時点	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署①部署	市民ふれあい部 税務課、企画管理部 債権管理課	総務部 税務課、総務部 債権管理課	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署②所属長	税務課長 金井 俊治 債権管理課長 前田 典生	税務課長 田中 孝史 債権管理課長 前田 典生	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月12日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 企画管理部 企画調整課 文書・法制グループ 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:chosei@city.miki.lg.jp	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総務部 総務課 給与・文書係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	事後	
平成30年6月12日	I 関連情報 8.特定個人情報の取扱いに関する問合せ	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 市民ふれあい部 税務課 管理グループ 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-2095 E-mail:zeimu@city.miki.lg.jp	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総務部 税務課 管理係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-2095 E-mail:zeimu@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 企画管理部 企画調整課 文書・法制グループ 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:chosei@city.miki.lg.jp	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3権限のないもの(元職員、アクセス権限のない職員		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-4		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-5		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8		○自己点検	事後	
令和1年6月1日	IV-9		十分に行っている	事後	
令和1年6月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	7 請求先	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総務部 総務課 文書・統計係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:somu@city.miki.lg.jp	〒673-0492 兵庫県三木市上の丸町10番30号 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-9755 E-mail:kikakuseisaku@city.miki.lg.jp	事後	
令和4年4月1日	I-4 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年4月1日	8 連絡先	電話:0794-82-2000 ファックス:0794-82-2095	電話:0794-82-2000 ファックス:0794-89-2411	事後	
令和5年4月1日	8 連絡先	三木市役所 総務部 税務課 管理係	三木市役所 総務部 税務課 市民税係	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ 事務の概要	番号法の別表第二に基づいて、三木市は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づき、三木市は、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。	事後	
令和7年1月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(別表省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表省令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (平成26年内閣府・総務省令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)に基づく主務省令第2条</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :なし (軽自動車税に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 48の項</p>	事後	
令和7年1月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年9月20日 時点	事後	
令和7年1月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年8月1日 時点	令和6年9月20日 時点	事後	